内閣衆質一九六第四八〇号

平成三十年七月二十七日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議員もとむら賢太郎君提出自転車保険の加入に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆

議

院

議長

大

島

理

森殿

衆議院議員もとむら賢太郎君提出自転車保険の加入に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、自転車利用者に対して、一律に、 自転車の交通事故により被保険者が損害賠償の責任を

負うことによって生ずることのある損害を塡補する保険(以下「損害賠償責任保険」という。)への加入

を義務付けることについては、これによる負担の増加に対する理解が得られるか議論を要するため、慎重

に検討する必要があると考えている。

二について

政府としては、 地方公共団体に対して、条例等による損害賠償責任保険への加入の促進を図ることを要

請していくとともに、これによる損害賠償責任保険への加入状況等を踏まえつつ、自転車活用推進計画

(平成三十年六月八日閣議決定) の計画期間内に、新たな保障制度の必要性等について検討を行う考えで

ある。